

## いちき串木野市職員の懲戒処分について

下記のとおり、本市職員の懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

### 記

#### 1 懲戒処分について

##### (1) 被処分職員

市長部局 30歳代男性主事

##### (2) 懲戒処分の内容

停職6月

##### (3) 処分年月日

令和6年8月21日

※本件については、いちき串木野市における事実認定を終え上記日付にて処分を行ったが、警察の捜査終了を確認するまで公表を控えていたもの。

##### (4) 事案の概要

被処分者は、令和6年6月15日（土曜日）午後3時頃、東京都内の商業施設において、スマートフォンを用いて女性の下半身の盗撮行為に及んだもの。目撃者がおり、その後、警察署で事情聴取や所持品等は押収され、刑事事件として在宅での捜査が行われたもの。

警察における事情聴取において、被処分者は認めたため、地方公務員法第33条の規定（信用失墜行為の禁止）に違反するものと判断し、懲戒処分とした。

なお、本件の余罪1件について、検察へ書類送致されている。

##### (5) その他

被処分者は、同日付で依願退職

#### 2 市長コメント

市民の安心安全を守り模範となるべき職員が、あるまじき行為に及び、市民の信頼を根底から裏切り、いちき串木野市の名誉を傷つけることになったことは、誠に遺憾であります。

管理監督の最終責任者として深く反省するとともに、被害者や市民の方々にも申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

今後、二度とこのような事態が起きないように、綱紀粛正を徹底し、全職員一丸となって信頼回復に取り組んでまいります。